

視 察 概 要

名 称		西予市地域づくり活動センター市民検討委員会 先進地視察
事 務 局		総務企画部まちづくり推進課まちづくり推進係
		電 話 0894-62-6403
		FAX 0894-62-6574
実 施 日 時		令和2年2月13日(木)～14日(金)
視 察 場 所		島根県雲南市、広島県三次市、広島県世羅町
参加者	委 員	17名/34名
	事務局	4名
視察内容(要旨)		【島根県雲南市】 <u>○入間交流センター</u>  当センターは、(旧入間小学校)廃校を活用し地域づくり活動の拠点としている。通常のセンターとしての機能に加え、宿泊及び食事の提供も行っている。当日は、センター内で運営するレストランで、地元食材を活用した昼食を頂いた後に雲南市地域振興課の大谷氏より小規模多機能自治による住民主体のまちづくりについて話を伺った。 平成22年度より自治センター化へ着手。その背景は、人口減少・少子高齢化への地域社会の崩壊を危惧したものであり、現に直面する地方における全国的な課題からであった。 また、概ね小学校区単位で地域づくり組織が構成されており等身大の視察地であったといえる。 センター内の職員体制は地元住民からなる3名が事務局として勤務(市の交付金により雇用)し、市職員の配置はない。そもそも、当初より公民館には市職員(嘱託職員のみ)が常駐していない。
		

交流センターは指定管理により運営。市からの交付金により事務局人件費が賄われているが、自主財源として各世帯より負担金を徴収。

○波多交流センター

当センター内で商店を運営する「波多マーケット」を見学。センターは、旧波多小学校を改修し拠点としている。

波多マーケットの運営の背景として、平成 26 年 3 月、地区内に唯一あった商店が閉店したため、地域内の交通(買物)弱者から不安の声が上がった。これを受け、全日食チェーン、雲南市の協力を得ながらセンター内にマーケットの開設を検討し、ふるさと島根定住財団の助成金、地区住民からの負担金(出資 2 千円)、金融機関からの融資を受け、平成 26 年 10 月 8 日にオープン。

中ではパンや加工食品 700 品目が並び、直売所としての機能も有しており、地域の生産者が野菜の出荷を行うことも可能。商品の入れ替えは、全日食チェーンに加盟することで全日食が実施。



また、センター内では子供たちがスクールバスで帰ってきて、放課後児童クラブ代わりに、宿題をしながら保護者の帰りを待つ。センターが高齢者と子供の交流の場にもなっている。

加えて、交通弱者対策として、無料送迎事業を展開。車を持たない方等は「たすけ愛号」(コミュニティ所有の波多地内だけを運行する車)で無料送迎。買い物をした方には無料配達サービスもあり、これらは補助金と地域の寄付により運営。当初の寄付が予想以上に集まったため現時点では、それを原資に運営ができています。また、温浴施設も指定管理を受け運営している。

○鍋山交流センター

平成 18 年度組織発足当初から代表を担っている方の強力なリーダーシップの下、様々な分野において数多い事業が実践されている。活動における、その主な地域課題は高齢者福祉であり、これからの鍋山の最重要課題は福祉であると認識し、それらを事業の柱としている。

視察受入時の負担金の他、組織の発行紙購読料、施設使用料、備品貸出料など、細部に至るまで事業や施設の維持に必要な財源確保にも非常に積極性を感じるところである。



また、非常勤も含め、21 名を雇用し、収益活動や国県補助などの積極的な取り組みを行っている。センター内職員も 20～30 代のスタッフを確保しており、現在、組織の法人化に向け大学からのインターンシップを受け入れ、その体制整備に取り組んでいる。スタッフ人材は、主に代表の一本釣りで確保。

【広島県三次市】

○川西コミュニティセンター

平成 17 年に指定管理によりセンターを運営（センター長 1 名、事務局員 3 名体制）。指定管理料は施設の維持管理のみで、センターとしての活動費は無く、センター内での活動は交付金で実施している。

センター化は、前段として公民館の民営化を進めていたため、移行において特別な支障はなかった。公民館の時は、従来の行事や生涯学習が中心であったが、センターを指定管理により民営化されてからは、生涯学習への取り組みは薄れてきている現状。しかし、地域づくりに関する事務局体制は強化され、地域課題解決に向けた取り組みがより活発化されていった。

川西自治連合会は、地域づくりのビジョンをイラスト化し、幅広い年齢層でも分かり易い取り組みをしており、計画書に記載するだけでなく、ポスター化し、地域住民に地域の展望を分かりやすく可視化している。



川西では、活動の原則として。①できる(したい)時に②できる(したい)ことを③できる(したい)人で地域活動を実践することとしている。これにより自治活動への「不参加の自由」と共に「参加機会の確保」を行っている。これは、若者の人口流出の一つの理由である自治活動への強制的な参加への義務付けが、子育て世代のライフスタイルとマッ

	ちしないことから「地元へ残らない」「田舎へは移住しない」といった流れに繋げない取り組みの一つである。しかし、いつでも参加できる間口は広げているという体制を整えている。 【広島県世羅町】 <u>○世羅の宿ひがし</u> 協働及び住民自治の醸成を目的として、平成 20 年度から 2 段階によるセンター化へ着手。第 1 段 (H20) として、公民館の所管替え (教育委員会から市長部局へ移管) と名称変更に加え、市職員の常駐を引き上げた。第 2 段 (H22) として、センターの指定管理者制度を導入。 当初より、公民館での窓口業務は行っていない。世羅町のセンターは既存施設の公民館からの移行だけでなく、廃校の利活用の実績もあり、訪れた東自治会では、旅館業を営んでいる。  今回、センター内で運営する食堂で昼食をとった。世羅東センターと世羅の宿ひがしは、小学校跡地を活用し併設している。 公民館時代は、地域課題のありかを探ることはできたが、課題解決に結びつける体制ではなかった。 センター化の背景には、重度の財政悪化が懸念されたことからの行政上の改革（小学校や保育園の統廃合）が発端であり、また全国的な小規模多機能自治への取り組みのタイミングと重なった。
備	考